



2010  
February

2

一斉にスタート!



## 第3回 佐田岬メロディー駅伝競走大会開催

(瀬戸アグリトピア入り口)

### 今月の主な内容

- P 2 行政改革に対する答申書提出
- P 3 確定申告と納税について
- P 4・5 人事行政の運用状況
- P 14 初めてのお誕生日

広報

いかた

# 伊方町行政改革推進委員会が答申書を提出

第2次伊方町行政改革（平成22～24年度）に対する答申が行政改革推進委員会でもとめられ、12月24日、同委員会の高月会長から山下町長に手渡されました。

この答申書は、第1次行政改革（平成17～21年度）の終了に伴い、新たな改革に対する意見をお伺いするため、町民の委員で構成する行政改革推進委員会に諮問をし、同委員会が作成したものです。その概要について、以下のとおりお知らせします。



山下町長へ答申書を手渡す高月会長

## 答申の概要

伊方町は、平成17年4月に佐田岬半島の3町が合併し、新しい町づくりが始まりました。町の総合計画では、「よここびの風薫るまち伊方」を町の将来像とし、その実現のため協働・共生・個性の3つをキーワードとして町づくりに取り組まれています。

第1次行政改革においても、町の将来像を実現するため「簡素で効率的な行政運営」、「町民サービスの向上」、「町民等との協働」の3点を基本理念として改革に取り組まれてきましたが、第1次産業の不振、少子・高齢化による人口減少や財政不安など、将来的な不安はぬぐえません。

町の将来像の実現のためには、引き続き行政改革に取り組み、基幹産業である第1次産業の振興等を図り、さらには町のあらゆる資源を活用して、町民満足度を向上させるなど、町民が安心して、生きがいと心の豊かさを感じながら暮らしていける町づくりが、本町の進むべき姿と考えます。

当委員会としては、町の将来像を実現するため、第2次行政改革においても、町と町民等が一体となって共に汗をかき、協働により町づくりを進めることを強く要望します。

答申の内容は、次の3項目となっています。

- 1、組織・機構の再構築について
- 2、財政運営の健全化について
- 3、協働の町づくりの推進について

町としては、行政改革推進委員会の答申に基づき、第2次伊方町行政改革大綱及び実施計画を策定し、行政改革に取り組めます。

## 12月議会定例会の報告について

### 一般会計補正予算54,136千円減額

平成21年度伊方町一般会計補正予算（第5号）が12月定例会で承認されました。

今回の補正予算は54,136千円減額で、累計12,031,013千円となりました。

補正予算には、人事院勧告等に伴う人件費の減額、農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等における直接支払交付金などが盛り込まれております。

主な内容は、下記のとおりです。

#### 一般会計補正予算（第5号）の主な事業

（単位：千円）

| 科 目    | 事 業 内 容              | 予 算 額   |
|--------|----------------------|---------|
| 総 務 費  | 人事院勧告等に伴う人件費（一般会計全体） | △28,121 |
|        | 三机憩いの広場遊具更新工事        | 480     |
| 民 生 費  | 児童遊園遊具整備事業           | 313     |
|        | 保育所施設維持補修工事          | 1,307   |
| 衛 生 費  | ごみ処理業務委託             | △8,421  |
|        | し尿処理事業負担金            | △8,895  |
| 農林水産業費 | 中山間直接支払交付金           | 110,830 |
| 消 防 費  | 全国気象瞬時警報システム改修事業     | 5,712   |
| 教 育 費  | 特別支援学級設置に伴う施設整備（中学校） | 798     |
|        | 特別支援学級設置教材備品（中学校）    | 538     |

# 申告と納税は正しくお早めに

町・県民税と所得税の申告の時期になりました。その日になってあわてないためにも、今から控除等に  
必要な領収書など関係書類の準備をしておきましょう。

なお、町・県民税の申告は指定日(チラシ参照)に地区集会所等をご利用ください。

## \*\*\*\*\* 八幡浜税務署からのお知らせ \*\*\*\*\*

### ○お早めに 確定申告!!

**所得税の確定申告と納税は 3月15日(月)**

**消費税及び地方消費税の確定申告と納税は 3月31日(水)まで です。**

期限を過ぎて申告や納税をされますと、本税のほかに加算税や延滞税が必要となる場合がありますのでご注意ください。  
税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、税務署での相談及び受付は行っていません。

ただし、郵送等または時間外収受箱への投かんにより、申告書を提出することはできます。

毎年、期限間近になりますと税務署は大変混雑します。申告相談や確定申告書の提出は、お早めにお済ませください。

### ○イータックスを使えば、こんなことが大変便利

#### 1 国税庁ホームページから電子申告(e-Tax)

自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Taxに送信することができます。

#### 2 最高5,000円の税額控除

平成21年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額  
から最高5,000円の控除を受けることができます。

(平成19年分又は平成20年分の確定申告で本控除の適用を受けた方は受けられません。)

#### 3 添付書類を提出省略

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載  
内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます。(確定  
申告期限から3年間、書類の提出又は提示を求められることがあります。)

#### 4 還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています(3週間程度に短縮)。

e-Tax ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>



### ○贈与税の申告と納税をお忘れなく

平成21年1月1日から平成21年12月31日の1年間に、個人からもらった財産の価格が110万円を超えると、贈与税の申告と  
納税が必要となります。

平成21年分の贈与税の申告と納税は3月15日(月)までです。

なお、贈与により取得した財産について、相続時精算課税制度の適用を受ける場合や住宅取得等資金の非課税制度の適用  
を受ける場合には、申告期限までに贈与税の申告が必要となりますのでご注意ください。

詳しくは、国税庁ホームページに掲載されているパンフレットをご覧ください。

### ○納税は振替で

所得税や個人事業者の消費税(地方消費税を含む。)の納税には、安全で便利な預貯金口座からの振替納税をご利用ください。  
「預貯金口座振替依頼書」に住所、氏名(フリガナ)、金融機関名、預貯金種別、口座番号等を記載の上、金融機関への届出  
印を押印して、税務署又は取引先の金融機関へ提出すれば、あなたの預貯金口座から自動的に納税できます。

なお、「預貯金口座振替依頼書」用紙は、税務署及び銀行等に用意しています。

おって、「所得税の確定申告の手引き」中にある「振替納税の新規(変更)申込書」の様式をご利用いただいても振替納税のご  
利用ができます。

### ○振替納税の口座振替日

#### 確定申告による所得税の口座振替日

振替納税を利用する場合・・・平成22年4月22日(木)

#### 確定申告による消費税及び地方消費税の口座振替日

振替納税を利用する場合・・・平成22年4月27日(火)

#### ※預金残高の確認をお忘れなく!※

振替納税を利用している金融機関など  
を変更する場合は、お手数ですが、税  
務署にご連絡ください。

【お問い合わせ先】八幡浜税務署 TEL 0894-22-0800

# 伊方町人事行政の運営等の状況をお知らせします

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

原子力発電所を有していること、半島特有の地形的条件による施設の多さなどの増要因がありますが、集中改革プランに掲げる目標は1年前倒して、平成21年度に達成しています。

また障害者雇用についても、法定雇用率を達成しています。

### (1) 採用、退職の状況

(単位：人)

| 区分    | 職員数(新採除く)<br>H20.4.1 | 採用<br>H20中 | 退職 H20中 |    |     |    | 採用<br>H21.4.1 | 職員数<br>H21.4.1 |
|-------|----------------------|------------|---------|----|-----|----|---------------|----------------|
|       |                      |            | 定年      | 普通 | その他 | 計  |               |                |
| 一般行政職 | 228                  | 5          | 13      | 3  |     | 16 | 3             | 220            |
| 医療職   | 18                   | 1          | 1       |    |     | 1  |               | 18             |
| 技能労務職 | 5                    |            |         |    |     | 0  |               | 5              |
| 計     | 251                  | 6          | 14      | 3  | 0   | 17 | 3             | 243            |

### (2) 障害者の雇用状況 (平成20年6月1日現在)

| 算定基礎職員数 | 障害者職員数 | 実雇用率  |
|---------|--------|-------|
| 234人    | 5.0人   | 2.14% |

### (3) 部門別職員数の状況 (各年4月1日)

(単位：人)

| 部 門       | 区 分   | 職 員 数 |     |     |     |     | 対前年増減数 |     |     |     |
|-----------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|--------|-----|-----|-----|
|           |       | H17   | H18 | H19 | H20 | H21 | H18    | H19 | H20 | H21 |
| 一般行政部門    | 議 会   | 2     | 2   | 3   | 2   | 2   | 0      | 1   | △1  | 0   |
|           | 総 務   | 67    | 60  | 65  | 62  | 56  | △7     | 5   | △3  | △6  |
|           | 税 務   | 8     | 9   | 9   | 8   | 8   | 1      | 0   | △1  | 0   |
|           | 民 生   | 60    | 58  | 50  | 50  | 45  | △2     | △8  | 0   | △5  |
|           | 衛 生   | 18    | 19  | 18  | 15  | 15  | 1      | △1  | △3  | 0   |
|           | 農林水産  | 17    | 18  | 16  | 14  | 14  | 1      | △2  | △2  | 0   |
|           | 商 工   | 10    | 11  | 13  | 10  | 9   | 1      | 2   | △3  | △1  |
|           | 土 木   | 27    | 25  | 27  | 26  | 15  | △2     | 2   | △1  | △11 |
| 特別行政部門    | 小 計   | 209   | 202 | 201 | 187 | 164 | △7     | △1  | △14 | △23 |
|           | 教 育   | 34    | 32  | 30  | 35  | 35  | △2     | △2  | 5   | 0   |
|           | 小 計   | 34    | 32  | 30  | 35  | 35  | △2     | △2  | 5   | 0   |
| 公営企業等会計部門 | 病 院   | 18    | 16  | 15  | 15  | 14  | △2     | △1  | 0   | △1  |
|           | 水 道   | 7     | 7   | 7   | 7   | 7   | 0      | 0   | 0   | 0   |
|           | 下 水 道 |       |     |     |     | 8   | 0      | 0   | 0   | 8   |
|           | そ の 他 | 11    | 13  | 14  | 13  | 15  | 2      | 1   | △1  | 2   |
|           | 小 計   | 36    | 36  | 36  | 35  | 44  | 0      | 0   | △1  | 9   |
| 合 計       |       | 279   | 270 | 267 | 257 | 243 | △9     | △3  | △10 | △14 |

### (4) 集中改革プラン(平成17年～22年)における定員管理の数値目標の進捗状況

(単位：人、%)

| H17.7.1<br>職員数 | 数値目標           |             |             |
|----------------|----------------|-------------|-------------|
|                | H22.4.1<br>職員数 | 対17年<br>増減数 | 対17年<br>増減率 |
| 279            | 252            | △27         | △9.7        |

| 増減実績           |             |             |       |
|----------------|-------------|-------------|-------|
| H21.4.1<br>職員数 | 対17年<br>増減数 | 対17年<br>増減率 | 進捗率   |
| 243            | △36         | △12.9       | 133.3 |

## 2 職員の給与の状況

### (1) 給与水準(ラスパイレ指数)の状況 (平成20年4月1日現在)

ラスパイレ指数は、愛媛県内で水準の低い方から3番目となっています。

愛媛県内市町のラスパイレ指数の分布状況

| 指数            | 団体数 | 団体名                                                                                              |       |
|---------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 100以上         | 1   | 新居浜市                                                                                             | 101.5 |
| 100未満<br>95以上 | 5   | 松山市 99.8 八幡浜市 96.1 西条市 96.0<br>四国中央市 95.9 伊予市 95.5                                               |       |
| 95未満<br>90以上  | 10  | 宇和島市 94.5 松前町 92.2 今治市 92.0 鬼北町 91.7<br>松野町 91.6 大洲市 91.5 砥部町 91.5 東温市 91.3<br>内子町 90.5 西予市 90.3 |       |
| 90未満<br>85以上  | 2   | 久万高原町 85.9 伊方町 85.5                                                                              |       |
| 85未満          | 2   | 愛南町 84.7 上島町 83.4                                                                                |       |
| 計             | 20  | 県平均 94.1 市平均 95.7 町平均 88.0                                                                       |       |

ラスパイレ指数…国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数。

### (2) 給料表の設定の状況 (平成20年4月1日現在)

愛媛県内市町の職務の級の構成(一般行政職)

| 区分  | 市  | 町 | 計  | 割合(%) |
|-----|----|---|----|-------|
| 8級制 | 4  |   | 4  | 20.0  |
| 7級制 | 7  |   | 7  | 35.0  |
| 6級制 |    | 6 | 6  | 30.0  |
| 5級制 |    | 3 | 3  | 15.0  |
| 計   | 11 | 9 | 20 | 100.0 |

8級制は松山市、今治市、新居浜市、西条市、5級制は伊方町、松野町、鬼北町となっています。

## 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### (1) 勤務時間の状況 (平成20年4月1日現在)

| 1週間の<br>勤務時間 | 1日の<br>勤務時間 | 始 業   | 終 業    | 休憩時間 | 週休日   |
|--------------|-------------|-------|--------|------|-------|
| 40時間         | 8時間         | 8時30分 | 17時30分 | 1時間  | 土・日曜日 |

(2) 休暇等の種類

| 種 類  |        | 休暇の概要、取得の要件等                                   | 取 得 可 能 日 数 等                                                                                   |
|------|--------|------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 有給休暇 | 年次有給休暇 | 1の年ごとにおける休暇                                    | 1の年において20日(前年からの繰越日数の上限が20日のため、最高40日)                                                           |
|      | 病欠休暇   | 負傷又は疾病のため療養する必要がある場合                           | ・公務災害、通勤災害の場合は必要と認められる期間<br>・結核性疾患については1年、その他の負傷又は疾病については90日を超えない範囲内で必要と認められる期間                 |
|      | 特別休暇   | 特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合                     | (主な休暇)<br>産前休暇：8週間以内に出産する予定の女性職員が申し出た場合に出産の日まで<br>産後休暇：出産日の翌日から8週間<br>忌引休暇：父母の場合7日など<br>結婚休暇：5日 |
| 無給休暇 | 介護休暇   | 負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合 | 1の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間                                                            |
| 無給休暇 | 育児休業   | 3歳に満たない子を養育するため、3歳に達する日までの期間                   |                                                                                                 |

(3) 休暇等の取得状況

① 年次有給休暇の取得状況(平成20年1月1日～平成20年12月31日)

| 平均取得日数 |
|--------|
| 8.9日   |

② 介護休暇の取得状況(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

| 男性職員 | 女性職員 | 計  |
|------|------|----|
| 0人   | 1人   | 1人 |

③ 育児休業の取得状況(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

| 区 分              | 男性職員 | 女性職員 | 計  |
|------------------|------|------|----|
| 新たに取得した職員        | 0人   | 0人   | 0人 |
| 前年度以前から引き続いている職員 | 0人   | 1人   | 1人 |

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数(平成20年度)

分限処分は、職員がその職責を十分に果たすことが期待できない場合等に、公務能率の維持・向上のために行われる処分です。

(単位：人)

| 処 分 事 由                      | 免職 | 降任 | 休職 | 降給 | 合計 |
|------------------------------|----|----|----|----|----|
| 勤務成績が良くない場合                  |    |    |    |    | 0  |
| 心身の故障の場合                     |    |    | 6  |    | 6  |
| 職に必要な適格性を欠く場合                |    |    |    |    | 0  |
| 職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合 |    |    |    |    | 0  |
| 刑事事件に関し起訴された場合               |    |    |    |    | 0  |
| 合 計                          | 0  | 0  | 6  | 0  | 6  |

(2) 懲戒処分者数(平成20年度)

懲戒処分は、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を追及し、公務における規律と秩序を維持するために行われる制裁です。

(単位：人)

| 処 分 事 由                  | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 合計 |
|--------------------------|----|----|----|----|----|
| 法令に違反した場合                |    |    |    |    | 0  |
| 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合    |    | 1  |    |    | 1  |
| 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 |    | 1  |    |    | 1  |
| 合 計                      | 0  | 2  | 0  | 0  | 2  |

5 職員の服務の状況

(1) 服務規律保持の取組の状況

地方公務員法では、服務の根本基準として「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。

平成20年度には公務員倫理研修実施、交通法規違反の処分の厳罰化、飲酒運転の根絶や厳正な服務規律の確保について通知するなど、職員の職務に係る倫理の保持に努めています。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況(平成20年度)

町民の負託に応え得る使命感や倫理観、新しい時代に対応できる先見性、創造性、実践力など、職員の勤務能率の発揮及び増進のため、人材の育成を進めています。

| 区 分     | 研 修 名 等                                |
|---------|----------------------------------------|
| 職 場 研 修 | 公務員倫理研修                                |
| 研修所等研修  | 階層別 新規採用職員研修、中堅職員研修、係長級研修、課長級研修、管理職員研修 |
|         | その他 英会話研修、メンタルヘルス講座、危機管理講座             |

(2) 勤務成績の評定の状況(平成20年度)

研修、異動、昇給、昇格、勤勉手当等の公正な人事管理を確立する基礎資料とするため、職員の職務と責任を遂行した実績並びに能力及び適性を定期的かつ統一的に把握する勤務成績の評定を地方公務員法の規定に基づき実施しています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に係る負担状況(平成20年度)

| 区 分             | 金 額       |
|-----------------|-----------|
| 愛媛県市町村職員共済組合負担金 | 273,325千円 |
| 愛媛県公立学校共済組合負担金  | 1,421千円   |
| 愛媛県市町村職員互助会負担金  | 1,958千円   |

(2) 公務災害等の認定状況(平成20年度)

| 公務災害 | 通勤災害 | 計  |
|------|------|----|
| 2件   | 0件   | 2件 |

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成20年度中の要求件数、終結件数及び平成21年度への繰越件数はいずれもありません。

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成20年度中の申立件数、終結件数及び平成21年度への繰越件数はいずれもありません。

(5) 苦情の処理の状況

平成20年度中の相談件数、処理件数及び平成21年度への繰越件数はいずれもありません。

# メロディーラインを駆け抜ける！ 佐田岬メロディー駅伝競走大会開催

12月23日、第3回佐田岬メロディー

駅伝競走大会が行われました。

瀬戸アグリトピアで行われた開  
会式では、山下大会長が、「一本のタ  
スキに思いを込めて、佐田岬半島  
を駆け抜けてほしい。」とあいさつ  
しました。

続いて伊方中学校の矢野浩幸君  
が「日頃鍛えた忍耐力と練習の成果  
を十二分に発揮します。」と元氣よ  
く宣誓しました。

午前11時10分のスタートではラ  
ンナーが一斉に走り出し、スター  
ト地点の瀬戸アグリトピア入口か  
らさらに館までの14.7kmのコー  
スを5人でタスキをつなぎ、メロ  
ディーラインを駆け抜けました。

本大会は、4つの部門に分かれ、  
1部には中学男子16チーム、2部



選手宣誓をする矢野浩幸君

には中学女子8チーム、3部には  
高校女子・一般女子6チーム、4部  
にはクラブチームを除く伊方町内  
の地域、職場、サークルで編成し  
た6チームの合わせて36チームが  
参加しました。

メロディーラインは、眼下に  
宇和海と瀬戸内海を見渡せる風光  
明媚なコースですが、高低差がお  
よそ70mと起伏の激しいコースと  
なっており、どの選手も少しでも  
早くタスキをつなげようと懸命に  
走っていました。

表彰式は伊方町民会館で行われ、  
上位入賞チームや区間賞選手には  
賞状や楯、記念品などが贈られ、  
その栄誉が讃えられました。

また、表彰式終了後には、ちり  
めんセットやサザエ、伊勢エビな  
どの特産品が当たるお楽しみ抽選  
会が行われ、当選者の発表のたび  
に歓声があがっていました。

この日は、それほど風もなく、  
気温も例年と比べると高めで、走  
るには絶好のコンディションとな  
り、メロディーラインを駆け抜け  
た選手の皆さんは心地よい汗を流  
していました。

|             | 優 勝      | 2 位          | 3 位     |
|-------------|----------|--------------|---------|
| 1部(中学男子)    | 宇和中学校A   | 宇和中学校B       | 津島中学校   |
| 2部(中学女子)    | 宇和中学校陸上部 | 吉海中学校        | 上野ヶ丘中学校 |
| 3部(高校・一般女子) | 八幡浜高校    | 吉田高校陸上競技部    | 新居浜東高校  |
| 4部(地域チーム)   | 伊方パワーズ   | 伊方サービスランナースA | イケメン5   |

## 他の町内のチームの結果

|           |                 |               |
|-----------|-----------------|---------------|
| 1部(中学男子)  | 5位 伊方中学校野球部A    | 7位 瀬戸中学校      |
|           | 10位 三崎中学校       | 13位 伊方中学校野球部B |
| 4部(地域チーム) | 4位 消防署第一分署      | 5位 塩成金太郎      |
|           | 6位 伊方サービスランナースB |               |



抽選会の様子



第2中継所の様子



5位でゴールした伊方中学校野球部A

## 選挙制度120周年記念 選挙関係功労者表彰受賞 ～ 河野松彦氏(三机) 受賞 ～

12月11日、南予地方局八幡浜支局にて、伊方町三機の河野松彦さんが選挙制度120周年記念選挙関係功労者表彰を受賞し、総務大臣感謝状の伝達式が行われました。

河野さんは、選挙管理委員会の委員として永きにわたり、選挙の管理執行及び選挙の啓発に取り組まれた功績が顕著であるため、今回の受賞となりました。



伝達を受ける河野松彦さん

## 双子の歌手「サスケ」が 町長を訪問

12月22日、伊方町松地区出身の男性双子フォーク歌手、「サスケ」のお二人が、山下町長を訪問しました。

これは、お二人の松山劇場での仕事が終了し、故郷である伊方町に帰ってきたためで、しばらくの間、ふるさとで過ごされました。



山下町長とサスケのお二人

## 無病息災と家内安全を祈願 ～ お伊勢踊り奉納 三崎地区 ～

新春の伝統行事、三崎のお伊勢踊りが清新な雰囲気の中、42歳の二人の厄男によって1月14日、15日の2日間行われ、無事奉納されました。

お伊勢踊りは、無病息災と家内安全を祈願するもので、14日夜には八幡神社で奉納。翌15日には、旧選果場前で地区氏子総代役員や親族縁者、地区住民が大勢見守る中、披露されました。

今年は、踊りが磯崎一也さんと口上が宮本寅蒼さんで奉納されました。2人は他の厄年のメンバーのみなさんと共に練習を重ねてきたものです。



8人の厄男による御詠歌の奉納



踊りを奉納した磯崎さん

## 懐かしの写真を展示

VA大久(会長 中村修二氏)による写真展示が大久の集会所、郵便局、農協の3か所で12月10日から行われています。

この写真展示は、VA大久の発足当時の写真及び会員が持ち寄った白黒写真をA4版に引き延ばして展示しているもので、皆さんに当時を懐かしんでもらおうと企画されたものです。

この写真展示は、1月31日の大久小学校の学芸会にも出展する予定で、VA大久の中村会長は、「より多くの方に見ていただいて、当時のことを思い出していただければ。」と話されていました。



大久郵便局での展示の様子

## 展示されている写真をご紹介します



◀四ツ太鼓の記念撮影



▲通い船の様子



四ツ浜中学校での運動会

## \*\*\*\*\*瀬戸総合支所宿直員募集\*\*\*\*\*

【職種・採用予定人員】 宿直員 1名

【応募資格等】 伊方町に在住する65歳未満の男性

【受付期間】 平成22年3月12日(金)までの執務時間中

【応募方法】

提出先(履歴書を持参または郵送)

・〒796-0301 伊方町湊浦1993番地1

伊方町役場総務課人事係

・〒796-0502 伊方町三机乙3003番地6

瀬戸総合支所地域総務課

【雇用予定期間】 平成22年4月1日～平成23年3月31日

【勤務形態】 午後5時15分～午前8時30分

【給料】 勤務1回につき、職員に準ずる額

【採用】 面接試験及び書類選考

【問い合わせ先】

伊方町役場総務課人事係 TEL 0894-38-2655

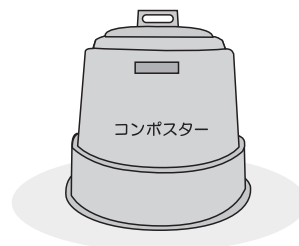
瀬戸総合支所地域総務課 TEL 0894-52-0111

## コンポスター・生ごみ処理機などの購入補助制度について

伊方町では生ごみの減量化を進めるため、コンポスターなどの購入に対して補助を行っています。補助内容は次のとおりです。

### 【交付対象範囲及び補助金】

| 交 付 対 象      | 補 助 金 額                |
|--------------|------------------------|
| (1) コンポスター   | 購入価格の1/2以内(限度額 3,000円) |
| (2) キッチンサイクラ | 購入価格の1/2以内(限度額 2,000円) |
| (3) EMサポート   | 購入価格の1/2以内(限度額 1,500円) |
| (4) 生ごみ処理機   | 購入価格の1/2以内(限度額30,000円) |



### 【申請方法】

#### (1) 申請場所

伊方町役場 町民生活課 TEL 38-2653

瀬戸総合支所 地域町民生活課 TEL 52-0114

三崎総合支所 地域町民生活課 TEL 54-1116

#### (2) 持参する物

- ・領収書(購入先の指定はありません)
- ・印鑑
- ・預金通帳など口座の確認ができるもの  
(補助金は口座振替となります)

## 地上デジタル放送受信のための支援について ～ 簡易なチューナーの無償給付などの支援 ～

今までのテレビ放送(地上アナログ放送)は、平成23年7月24日で終了します。それまでに「地上デジタル放送」が受信できるように対応する必要がありますが、経済的な理由で地上デジタル放送がまだ受信できない方のために、国から簡易チューナーを無償で給付する事業が実施されております。

今年度分の支援申込は、平成21年12月28日(消印有効)までの予定でしたが、受付を平成22年2月26日まで継続することとなりました。

支援の対象となる世帯でまだ申込をされていない方は、役場担当窓口にて手続きをしてください。

### (支援の対象)

NHKの放送受信料が全額免除となっている世帯であって、以下のいずれかに該当する世帯。  
※ただし、既に地上デジタル放送が視聴できる環境にある世帯については、支援の対象外です。

- ① 生活保護などの公的扶助を受けている世帯
- ② 障がい者がいる世帯で、かつ世帯全員が町民税非課税の世帯
- ③ 社会福祉事業施設に入所されていて、自らテレビを持ち込んでいる世帯



## 悪徳商法にご注意 ください！

この支援による簡易チューナーの設置やアンテナの改修などをしたことにより、費用を請求することは一切ありません。

地上デジタル放送受信のための支援申込などに関する問い合わせ先  
総務省 地デジチューナー支援実施センター

TEL: 0570-033840 FAX: 044-966-8719

【受付時間】 平日 午前9時～午後9時(土・日・祝日は午前9時～午後6時)

支援の申込書は役場窓口にも設置されています。

伊方町役場 保健福祉課 (TEL: 38-2652)

瀬戸総合支所 地域町民生活課 (TEL: 52-0114)

三崎総合支所 地域町民生活課 (TEL: 54-1116)

# 会社を離職された方の国民年金の手続きについて!!

国民年金制度は、20歳から60歳までの全ての方が加入し、保険料を納め、みんなで支え合う制度です。

## 加入手続きは？

国民年金加入者は次の3種類となっています。

- 第1号被保険者・・・自営業者、農林漁業者や会社を離職された方などとその配偶者
- 第2号被保険者・・・厚生年金、共済組合に加入している方(会社員、公務員など)
- 第3号被保険者・・・第2号被保険者に扶養されている配偶者(年収130万円未満)

大半の方は、会社に勤めているときは厚生年金保険に加入していますが、会社を退職した場合は、国民年金の第1号被保険者になります。

国民年金第1号被保険者になった場合、「国民年金被保険者種別変更(第1号被保険者該当)届」に年金手帳を添えて、住民票のある市町役場または社会保険事務所に提出ください。

(注) 第3号被保険者についても次のいずれかに該当する時は、第1号被保険者となりますので、前記と同様の手続きが必要となります。

- 第2号被保険者が会社を離職したとき、又は65歳になったとき
- 収入が130万円以上となるなど、第2号被保険者の被扶養者に該当しなくなったとき

## 国民年金・厚生年金に関するお問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ!

市内通話料でご利用できます。 0570-05-1165

IP電話・PHSからは 03-6700-1165

### 〈受付時間〉

- 月～金曜日：午前8時30分～午後5時15分 ※ただし月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7時まで受付
- 第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※祝日・12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※「ねんきんダイヤル」はお客様からの電話を全国の年金電話相談センター等のうち、回線の空いているところにおつなぎいたします。

※電話料金は一般固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。携帯電話の場合は、全額発信者負担となります。

2月年金事務所出張相談日(場所：八幡浜商工会議所)は8日(月)・26日(金)(10時～15時30分)です。

## 次から次へと勧められ・・・

### ● 次々販売とは

一度契約をした消費者をターゲットに、一人の消費者に次から次へと新たな勧誘をし、契約をさせることを次々販売といいます。

次々販売では、リフォーム工事や床下換気扇、ふとん類、アクセサリ、エステティックサービスなどのさまざまな商品やサービスを勧めます。次々販売は、業者の執拗な勧誘だけでなく、支払能力を無視して次々とクレジット契約を結ばせ、結果的に契約金額が高額となり、消費者が毎月の支払いに追われるようになることもあり注意が必要です。

### ● 被害にあわないために

- ☆ 業者の勧誘には毅然とした態度で対応しましょう。
- ☆ 契約を結ぶ前に、本当に必要なものかどうかを家族や周りの人に相談しましょう。
- ☆ もし契約してしまったら、クーリングオフや解約が可能なこともあるので、最寄りの相談窓口にご相談しましょう。
- ☆ 高齢者に対しては、何か変わったことがないか声かけするなど、日頃から家族や周りの方で確認しましょう。

### ● クレジット規制の強化について

近年、高齢者を狙った「次々販売」などでクレジットを利用して必要以上の商品等の契約をさせる被害が問題とされてきました。

そこで、平成21年12月に施行された改正特定商取引法・割賦販売法では、訪問販売業者などによる商品やサービスの説明に偽りがあった場合や、必要以上の量の商品の購入契約があった場合には、クレジット契約を取り消して、すでに支払ったお金の返還請求が可能となりました。

高齢者をターゲットにした悪質な訪問販売に関して、何か心配なことがありましたら、下記の相談窓口までご相談下さい。

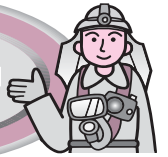
### 【消費生活に関する相談窓口】

伊方町民生生活課生活環境係 TEL0894-38-2653 瀬戸総合支所地域町民生生活課 TEL0894-52-0114

三崎総合支所地域町民生生活課 TEL0894-54-1116 愛媛県消費生活センター TEL089-925-3700



# 消防署からのお知らせコーナー



## 東南海・南海地震!! その時あなたは?

### ～ 家族を守る地震の心得 ～



災害は忘れた頃にやってきます。「いつか」ではなく「いま」地震が起こるかもしれません。地震が起きたらどうすべきか。地震が発生した時の正しい対応を知っておかないと被害をむやみに拡大するおそれがあります。あなたの冷静な行動が家族の命を守ります。



#### 1. グラツきたら身の安全

大きな揺れを感じたら、まず身の安全を図り、揺れがおさまるまで様子を見る。



#### 2. すばやい消火 火の始末

火を消す3度のチャンス

- ① 小さな揺れを感じた時    ② 大きな揺れがおさまった時    ③ 出火した時



#### 3. あわてた行動 ケガのもと

屋内で転倒・落下した家具類やガラスの破片などに注意する。



#### 4. 窓や戸を開け 出口を確保

小さな揺れのと看又は揺れがおさまった時に、避難できるよう出口を確保する。

#### 5. 落下物 あわてて外に飛び出さない

瓦、窓ガラス、看板などが落ちてくるので注意する。



#### 6. 門や塀には近寄らない

屋外で揺れを感じたら、ブロック塀などには近寄らない。

#### 7. 津波に注意

地震を感じたら、海岸に近寄らず、「より遠く」ではなく、「より高い」場所へ避難しましょう。

#### 8. 正しい情報 確かな行動

ラジオやテレビ、消防署、役場などから正しい情報を得る。



#### 9. 確かめ合おう わが家の安全 隣りの安否

わが家の安全を確認後、近隣の安否を確認する。



#### 10. 協力し合って救出・救護

倒壊家屋や転倒家具などの下敷きになった人を近隣で協力し、救出・救護する。

#### 11. 避難の前に安全確認 電気・ガス

避難が必要な時には、ブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めて避難する。



「住宅用火災警報器を設置しましょう!」



八幡浜地区消防署 TEL 22 - 0119

HP URL <http://fd-yawatahama-ehime.jp/>

第一分署 TEL 53 - 0311

第二分署 TEL 36 - 3119

# 防災対策シリーズ vol.13



## あなたは大丈夫ですか？

防災意識度編

### まずは、自己診断！ みんなの防災意識度チェック

地震や台風などの自然災害は、いつ、どこで、誰に襲いかかってくるかわかりません。だからこそ、日ごろからの心構えや準備が大切です。いまのあなたの災害に対する意識や知識の高さはどのくらい？さあ、チェックしてみてください。



それぞれの質問にYES、NOでお答えください。

- |                                             |                                            |
|---------------------------------------------|--------------------------------------------|
| ●防災訓練などに積極的に参加している<br>YES ・ NO              | ●階段や廊下、玄関などに避難の邪魔になるものを置いていない<br>YES ・ NO  |
| ●家の回りにある河川やがけ、ため池などの危険箇所を把握している<br>YES ・ NO | ●お年寄りや子供の避難・誘導について家族で相談している<br>YES ・ NO    |
| ●家の中のどこが安全な場所かを知っている<br>YES ・ NO            | ●家族の連絡方法や落ち合う場所を決めている<br>YES ・ NO          |
| ●本棚、食器棚、冷蔵庫、たんすなどは倒れないように固定している<br>YES ・ NO | ●家族全員が地域の避難場所を知っている<br>YES ・ NO            |
| ●たんすの上に重いものや割れ物などを乗せていない<br>YES ・ NO        | ●家族全員で避難場所までのルートを歩いたことがある<br>YES ・ NO      |
| ●寝る部屋には、タンスなど倒れるおそれがあるものを置いていない<br>YES ・ NO | ●災害用伝言ダイヤルサービスの電話番号(171)を知っている<br>YES ・ NO |
| ●救急箱や消火器を備え、定期的に点検している<br>YES ・ NO          | ●ケガの応急措置の仕方を知っている<br>YES ・ NO              |
| ●3日分の水や食料の備えがある<br>YES ・ NO                 | ●震度7の地震が発生した状況を想像できる<br>YES ・ NO           |
| ●非常時の持ち出し品を備え、定期的に点検・交換している<br>YES ・ NO     | ●日ごろから気象や災害の情報を気にしている<br>YES ・ NO          |
| ●非常時の持ち出し品は持ち出しやすい場所に置いている<br>YES ・ NO      | ●近所づきあいはいい方だ<br>YES ・ NO                   |

### 自分のレベルを判定しよう

YESの答えが  
16個の人  
**意識度 A**

あなたの防災意識はかなりのもの！でもマニュアル通りになっていませんか？防災方法は、家族構成や周辺環境で変わります。一歩進めて、わが家や地域に合った対策を考えましょう。

YESの答えが  
11～15個の人  
**意識度 B**

まずまずです。自分は防災対策しているつもりでも、まだまだ足りないところがあるもの。家の中、居住地域の危険箇所を把握して、より決め細やかに備えておきましょう。

YESの答えが  
6～10個の人  
**意識度 C**

まだまだです。災害は怖いけど、まだ先のことなんて思っていないませんか？家族で防災について話し合い、防災グッズを揃えたり、防災についての知識を深める必要があります。

YESの答えが  
5個以下の人  
**意識度 D**

大変です！防災は他人任せのあなた、今のままでは万が一のとき危険です。まずは、大災害の恐さを知って、どんな被害を受けるのかを想像することからスタートしましょう。

伊方町役場 総務課 危機管理室

TEL：0894-38-0211 FAX：0894-38-1373

家族でのチェック結果表

| 氏 名 | YESの数 | 意識度合い |
|-----|-------|-------|
|     |       |       |
|     |       |       |
|     |       |       |

# 介護保険シリーズ 37



## 平成21年度 認知症予防教室開催

### ～ 住み慣れた町で安心して生活できるために ～

伊方町地域包括支援センターでは新事業として住民の声を聞きながら、安心して生活できる町づくりをめざして認知症予防教室を開催しましたのでご紹介致します。対象地域は旧三崎町で介護予防事業としてのふれあい広場未開催で高齢者率の高い地区から選定しました。

| 地 区 | 人口  | 高齢者人口       | 開催日時   | 参 加 者     |
|-----|-----|-------------|--------|-----------|
| 釜 木 | 88人 | 62人 (70.5%) | 10月30日 | 19人 (17人) |
| 明 神 | 61人 | 43人 (70.5%) | 11月4日  | 21人 (17人) |

※ 人口は平成21年3月31日現在、参加者の( )内の人数は65歳以上

#### 【内 容】

- ① 統計からみた三崎地域の現状
- ② 講 話「認知症の正しい理解と予防」
- ③ 実践編「認知症予防ゲームをみんなで体験しよう！」
- ④ 懇話会「住み慣れた地域で安心して生活するためにどんなサービスがあればいいかな？」

#### 【参加者の声】

- ・「ぼけたらいけないから参加した。」という方が圧倒的に多く認知症についての関心の高さが覗えました。
- ・釜木、明神地区は高齢化率70%と大半が高齢者であり、年に1～2回お花見会やいも煮会などを行い地域事業としてお楽しみの会を開催しているそうです。
- ・民生委員、区長、老人会長さん等の地域のお世話役さんたちは、高齢者が多く集会所までの道も悪く来るまでに転倒の危険があり声かけが難しい状況にあります。
- ・「今回のような地域での集まりを企画して頂いたら協力していきたい。」等

#### 【かなひろいテストで 貴方の脳機能年齢？】



【脳の重さはどれくらい？かぼちゃ、かき、りんごを組み合わせて下さい。】



★ 介護・高齢者福祉サービスの利用などに関わる相談は、役場保健福祉課・伊方町地域包括支援センター（電話38-2652）まで

# 保健センターだより 58



保健センターでは、皆さんが健康づくりをすすめていくためのお手伝いをしています。

**つなげよう あなたの献血  
みんなのいのち  
はじめよう はたちの献血!**

**「はたちの献血キャンペーン」実施中です!**  
(平成22年1月1日～平成22年2月28日)

例年、冬季は献血者が減少しがちですが、安全な血液製剤の安定的な確保は、医療にとって必要不可欠です。

そこで、「はたち」の若者を中心に、広く国民各層から献血に対するご理解とご協力をいただくため、本年も1月・2月の2ヶ月間、「はたちの献血」キャンペーンを厚生労働省、都道府県及び日本赤十字社の共催により実施しています。

献血は身近なボランティアです。是非この機会に御協力をお願いいたします。また、安全性の高い血液の確保のために、成分献血、400mL献血への継続的な御協力をお願いいたします。

献血キャラクター

けんけつちゃん



みなさん、こんにちは。  
わたしたちは、献血のご協力をお願いするためにやってきた「けんけつちゃん」です。  
より多くの人たちを助けるために「たすけアイランド」からやってきた、妖精だよ。みんなが幸せになるように、全国をまわっていきます。  
あなたにも会えるといいな!

## 《2月の行事予定》

( )は会場、開始時間

| 伊 方 地 域                                   | 瀬 戸 地 域                                  | 三 崎 地 域                          |
|-------------------------------------------|------------------------------------------|----------------------------------|
| 2日 健康教室・健康相談<br>(大浜集会所13:30～)             | 10日 筋力アップ教室<br>(塩成集会所14:00～)             | 10日 高浦ふれあい広場<br>(高浦集会所13:30～)    |
| 3日 健康教室・健康相談<br>(湊浦ふれあいセンター<br>13:30～)    | 16日 にこにこ広場<br>(瀬戸町民センター9:30～)            | 15日 名取ふれあい広場<br>(名取集会所13:30～)    |
| 4日 健康教室・健康相談<br>(川永田コミュニティセンター<br>13:30～) | 17日 筋力アップ教室<br>(神崎集会所14:00～)             | 16日 乳児相談<br>(三崎保健センター13:30～)     |
| 8日 健康教室・健康相談<br>(伊方越集会所13:30～)            | 18日 スタイルアップ教室⑬<br>(伊方スポーツセンター<br>19:00～) | 18日 清見クラブ<br>(三崎公民館9:30～)        |
| 9日 健康教室・健康相談<br>(町見公民館13:30～)             | 19日 たんぽぽクラブ<br>(瀬戸保健センター9:00～)           | 19日 子育て支援広場<br>(三崎保健センター9:30～)   |
| 10日 脳卒中再発予防教室⑨<br>(中央保健センター13:00～)        | 24日 1歳6ヶ月児健診<br>(中央保健センター12:45～)         | 24日 1歳6ヶ月児健診<br>(中央保健センター12:45～) |
| 16日 健康教室・健康相談<br>(二見集会所13:30～)            | 25日 乳児相談・ブックスタート<br>(瀬戸町民センター9:30～)      | 25日 松ふれあい広場<br>(松集会所13:30～)      |
| 17日 なかよし広場<br>(中央保健センター9:30～)             | 23日 健康教室・健康相談<br>(小中浦集会所13:30～)          | 26日 心の健康相談<br>(三崎公民館13:00～)      |
| 育児相談<br>(中央保健センター13:00～)                  | 24日 1歳6ヶ月児健診<br>(中央保健センター13:00～)         |                                  |
| 18日 オレンジ会<br>(オレンジ作業所9:30～)               | 25日 健康教室・健康相談<br>(中浦集会所13:30～)           |                                  |
| 19日 乳児相談<br>(保健センター10:00～)                | 26日 健康教室・健康相談<br>(大成集会所13:30～)           |                                  |



伊方町中央保健センターTEL38-1811  
瀬戸保健センターTEL57-2113  
三崎保健センターTEL54-1771

# 初めての お誕生日

初めてのお誕生日を迎えるお子さんを  
紹介するコーナーです。



(2月生まれ)



阿部 隼 也 ちゃん (川永田)

誕生日おめでとう、毎日色々な表情を見せてくれる隼ちゃんにパパ・ママはメロメロです。これからもたくさん遊ぼうね！  
(定生パパ・まゆみママより)

## どんど焼きでお餅焼き ～大浜地区～

1月15日、大浜地区でどんど焼きが行われ、大浜保育所の園児たちも参加しました。

どんど焼きは、門松やしめ飾りなどを持ち寄り燃やす行事で、全国的に行われており、大浜地区では保育所の園児たちも毎年参加しています。

どんど焼きのやぐらに火がつけられると勢いよく燃えだし、時折、燃やしていた竹が破裂する大きな音に園児たちも驚いたり、歓声をあげていました。

火の勢いが収まると、地元の方たちは持参したお餅を焼いて食べ、一年間の無病息災を祈りました。

園児たちは、「おいしい！」と満面の笑みで焼きたてのお餅を頬張っていました。



みんなで食べるお餅はおいしいね！



勢いよく燃えるやぐら



皆さんが用意していた網でお餅を焼きました

## 愛ある応援

前回大好評！

## めざせカップリング 参加者募集!!

自然豊かなログハウスで音楽を聴きながら、立食パーティであなたのベストパートナーを見つけませんか。

開催日時 平成22年2月20日(土) 午後4時～

開催場所 瀬戸アグリトピア

参加対象者 30歳以上の独身男性 24歳以上の独身女性

参加費 3,000円(当日支払)

申込先 伊方町商工会へ応募用紙をFAXしてください。

※広報1月号の折り込みチラシの裏面です。

伊方町ホームページ

(<http://www.town.ikata.ehime.jp/>)からも応募

用紙をダウンロードできます。

締切日 平成22年2月12日(金)

お問い合わせ先 伊方町政策推進課 TEL 38-2659

伊方町商工会 TEL 38-0809

# 三崎高校だより

## ＊避難訓練＊

12月8日、消防署の方の指導のもと、防災避難訓練を実施しました。今回は、授業中に地震が発生したという状況を想定した訓練でしたが、全員が速やかに避難することができました。

その後は体育館に移動して、応急処置の仕方について学びました。担架がなくとも病人やけが人を運ばなければならぬ場面では、毛布などの身近な道具を使用して運ぶ方法を教えていただき、実際に訓練を行いました。

また、AEDの使い方についても教えていただき、突然の事故にも対応できる知識や実践力を身に付けることができました。

## ＊クラスマッチ＊

12月14日、クラスマッチを開催しました。男子はサッカー、女子はバドミントンで、それぞれ白熱した試合を展開しました。接戦の末、サッカーは優勝21R、準優勝32R、バドミントンは優勝31R、準優勝32Rという結果となりました。3年生にとっては高校生活最後となるクラスマッチで、応援にも熱が入りました。1・2年生もそれに負けじと奮闘し、見応えのあるクラスマッチとなりました。



## ＊食育講座＊

12月16日、八幡浜保健所の方を講師にお招きし、「食と生活習慣病について学び」というテーマで、2年生を対象に食育講座を開催しました。

最初に農林水産省が設定している食事バランスガイドについて教えていただきました。食事バランスガイドとは、私たちが一日に主菜、副菜などをどのくらいの割合で摂取すればよいかをコマのような表にしたものです。その食事バランスガイドに照らし合わせて、今朝自分たちがとった食事を振り返り、不足しているものを補つことができるような食食や夕食のメニューを考えました。

また、最も適した塩分濃度で作られた味噌汁を飲み、その味が薄いと感じるか、または濃いと感じるかという味覚のチェックも行いました。

普段は家族に任せきりにしてしまうことの多い食事の管理ですが、改めて自分たちの将来の健康について考え、食から健康を見直していこうという意識が高まりました。

## ＊料理講習会＊

12月18日、家庭クラブによる料理講習会が開催されました。今回はクリスマスに合わせて、ブッシュ・ド・ノエルという木の切り株を模したケーキを作るということで、多くの参加希望者が集まりました。

スポンジにはココアの他にみかんパウダーを入れ、ひと工夫しました。苦労しながらスポンジをロールケーキ状に巻いてクリームを塗った後は、色とりどりのフルーツで自分の好きなようにデコレーションしました。



## ＊お話ボランティア養成講座＊

12月18日、お話ボランティア養成講座に参加している生徒9名が三崎保育所を訪ねました。

お話ボランティア養成講座は、「えひめおはなしネット」が主催する、中・高生を対象に、読み聞かせの方法を指導してくださる会です。保育分野に興味・関心を持っている生徒たちが自主的に参加し、これまでに絵本の読み聞かせや紙芝居、手遊びなどの練習を行ってきました。今回は今までの練習の成果を披露するために、三崎保育所で発表会を開催しました。

保育所に到着するまでは皆緊張していましたが、会が始まって実際に子どもたちを前にすると自然と表情も緩み、楽しそうに読み聞かせを行っていました。



シヨンをしました。上手に盛りつけることができ、皆大事そうに抱えて帰りました。

# ジェサミン・ジェンセンさんのイニターナショナルコーナー

(伊方町国際交流員)

Vol.18

## 中国語との出会い

私が外国語に興味を持ち始めたのは、高校のときでした。昔の人の考えを知ることに関心があったので、古代ローマ人が使った言語・ラテン語を勉強しました。しかし、ラテン語は現代では本と教会のみの言葉で、全く日常では使われません。それで、大学では現代に使われている言語を勉強しようと決心し、中国語クラスに入りました。再び言語のすばらしさに感動して、授業以外の時間も、発音や漢字の練習を夢中でしました。小さい大学でしたが、中国の留学生がかなり多く、中国文化クラブがあり、私は早速入らせてもらいました。



中国語クラスの友人と

このクラブでの一番の思い出は、毎年2月に開催された「ランタン・フェスティバル」(※)です。この祭りの準備では、餃子などの食べ物を作りました。しかし、中華料理を作る経験のない私は、肉や野菜をあまりにも小さく細かく切らなければならないことに驚きました。

### ※ランタンフェスティバル(元宵節)

旧暦1月15日(日本でいう小正月)に行われる中華圏の一大イベント。旧暦1月1日からの正月シーズンを締めくくり、街中で中国提灯(ランタン)が灯される。



ランタン・フェスティバルにて

また、私はこの祭りで2回、歌を披露しました。1回目は、中国の歌を歌いました。少しギターが弾けたので、自分で何とか伴奏を作りました。2回目は、自分で曲を作って歌いました。全然上手ではなかったけれど、留学生から褒めてもらった時は最高の気持ちでした。

この間に私は日本語にも興味を持つようになり、その次の年、私自身が留学生になって日本へ来ました。そしてますます日本への関心が高まり、今では伊方町で働いています。

こうした経緯があって、私は今でも中国語が好きです。伊方町国際交流協会では、私が指導する英会話教室だけでなく、中国人の先生による中国語教室も開催しています。興味のある方はぜひお越し下さい。



日本では長崎ランタン・フェスティバルが有名

## ウィンターフェスティバルを行いました

伊方町国際交流協会では、12月19日、伊方中央公民館にてウィンターフェスティバルを開催しました。4つのブースで世界の冬祭りを紹介し、参加者は工作や試食などを楽しみました。

ポテトラートカ  
(ジャガイモの揚げ物)ウィンターハット  
(毛糸で作る小さな帽子)

## シリーズ「ツーリズム」⑤



## 「案内人」は旅の楽しみの演出者！

昨年12月17日に『第2回佐田岬浦マガイド育成講座』を実施しました。今回は現地(大洲市)へ赴き、実際に案内人による街なか案内を体験する研修が行われました。

まず出発前に研修のポイントをおさらいしました。今回のポイントは“一方的に説明するのではなく、お客様が何を求めようとしているかをいち早く察知して、お客様の身になって話をすること。”でした。一方的な案内で自己満足的になりがちな一般的なガイドとは違い、現地案内人として大切なことはお客様とのふれあいであり、気配りのある案内だからです。そして、そのポイントをおさえるための次のようなコツを案内人の方から教えていただきました。

- ①専門語や理解困難な言葉は避けること。(方言は○)
  - ②対面案内と、ジェスチャーを交えての説明。
  - ③お客様の旅の楽しみをお手伝いする演出者であること。
- これらのことを頭におきながら実際に案内人の方に街なかを案内していただきました。

参加者からは「後ろ歩きでも対面で説明する心配りがスゴイ！」という声が聞かれ、皆感心している様子でした。



実際に大洲の町並み案内を体験。



出発前にみんなで研修のポイントをおさらい。



歩きながらでもお客様の顔を見てご案内。秘技！後ろ歩き！

## 県民文化会館で裂織り体験

昨年の11月28日、29日の二日間、産業文化まつりと併せて「えひめグリーン・ツーリズムフェア」が愛媛県民文化会館内で開催されました。当協会もこのイベントに出展し、小林さん、宇都宮さんのご協力のもと「佐田岬裂織りプチ体験」を実施しました。体験者は「夢中になってハマっちゃいます」と、皆裂織りの楽しさを実感している様子でした。次はぜひ現地で本格的に体験してください！



小林さん、宇都宮さんが熱心に指導！子供たちにも大人気！

## ■佐田岬伝説紹介③

## 『子安観音菩薩と底なし袋』

(伊方地区・亀浦)

約250年前、伊方越の浜でひとりの百姓が魚を釣っていると、仏像が流れついてきた。信仰の厚いその百姓はみんなに話し、伊方越の長老に見せることになった。長老は「何か悪いことが起こるかもしれない」と予言めいたことを言った。そこで、百姓はその仏像をもとの海へ流してしまった。すると、それが亀浦に流れついたのである。亀浦のひとりの老婆がそれを拾って帰り、亀浦のお堂に祀って大切に供養した。

ところがどうしたことか、それ以来、亀浦には難産がなくなった。土地の人々は、安産の霊験あらたかなこの仏像に、子安観音菩薩と名づけ、厚く信仰するようになったという。

今も、願いごとをした人たちは、無事安産すれば、底なし袋を作って、お礼参りをするということである。

(参考：伊方町誌)



NPO法人 佐田岬ツーリズム協会 TEL.0894-54-2225

〒796-0801 愛媛県西宇和郡伊方町三崎692 伊方町役場三崎総合支所内 愛媛県知事登録旅行業第2-173号

## ふれあい号からのお願い

いつもふれあい号をご利用いただき、ありがとうございます。  
ふれあい号から皆様に末永くご利用していただくためのお願いをさせていただきます。

### ○予約の際のお願い

- ・予約センターの電話は午前中が非常に混雑します。  
午前中の便をご利用の場合は、前日の午後、早めのご予約をお願いします。
  - ・予約センターではオペレーター2名で全利用者の電話に対応しております。他の利用者のために、予約の電話はなるべく手短にお願いします。
  - ・予約をキャンセルする場合は、必ず予約センターにご連絡下さい。
- ふれあい号は予約した人が乗らないと出発できないため、他のお客様にご迷惑がかかります。



### ○ふれあい号の乗降について

- ・ふれあい号の運転手は介護に関する資格を持っておりませんので、乗り降りをお手伝いする事が出来ません。  
乗降ステップでなるべく乗り降りが楽に出来るよう努めていますが、一人で乗降できない方は介助者の同乗をお願いします。

### ○乗合運行へのご理解について

- ・ふれあい号は乗合ですので、個人の要望を100%満たすタクシーとは違います。以下のような他の同乗者、次の便の利用者に迷惑のかかる行為はご遠慮下さい。
1. 予約した時間に予約した場所にいない。
  2. 連絡無しにキャンセルする。
  3. 運行中に他の場所に寄り道をしようとする。

ふれあい号は、皆様の利用マナーの遵守、ご協力のおかげで、効率的な運行を行っております。今後ともご協力をお願いいたします。

## 公共賃貸住宅入居者募集

- 募集 1戸 塩成振住宅(単身用1戸)
- 申込期限 平成22年2月12日(金) 午後5時まで
- 入居資格 以下の基準を満たす必要があります。
  - ① 町内に新たに転入する予定者及び町内に居住する者
  - ② 地方税等公共料金の滞納がない者
  - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定する暴力団員でないこと。
- 問い合わせ先  
瀬戸総合支所地域産業建設課 電話 52-0113

### 公募住宅の内訳

| 住宅名 | 構 造            | 階 | 間 取 |    |    | 床面積    | 月額家賃    | 建設年度  |
|-----|----------------|---|-----|----|----|--------|---------|-------|
|     |                |   | 6畳  | 洋室 | 台所 |        |         |       |
| 塩成振 | 鉄筋2階建<br>(単身用) | 2 | 1   | 1  | 1  | 41.49㎡ | 10,000円 | 昭和59年 |

- ※ 家賃に共益費は含まれていません。
- ※ 応募者多数の場合は、抽選会を行います。
- ※ なお詳しくは上記までお問い合わせ下さい。

## 公営住宅入居者募集

- 募集 中浦団地1戸
- 申込期限 平成22年2月12日(金) 午後5時まで
- 入居資格 以下の基準を満たす必要があります。
  - ① 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
  - ② 現に同居し、または同居しようとする親族があること。  
但し、以下の方につきましては、単身でも申込みできます。
    - ・60歳以上の方
    - ・平成18年4月1日現在で50歳以上の方(昭和31年4月1日以前に生まれた方)
    - ・障害者(身体、精神等)の方で1人で自立生活ができる方
    - ・海外からの引揚げ者で、5年を経過していない方
    - ・DV被害者
  - ③ 収入基準は、公営住宅法施行令第1条第3項の規定により、同居者全員の所得金額合計から同居者控除等を控除した額を12で除した額が、月額15万8千円以下の方

- ④ 本町に住所を有している者、若しくは見込みのある者または主たる収入を得るために町内に勤務している者であること。
- ⑤ 地方税等公共料金の滞納がない者
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定する暴力団員でないこと。

### ●問い合わせ先

伊方町役場建設課建築住宅係 電話 38-2656

### 公募住宅の内訳

| 番号 | 団地名 | 構 造              | 階      | 間 取    |        |    | 月額家賃          | 建設年度  |
|----|-----|------------------|--------|--------|--------|----|---------------|-------|
|    |     |                  |        | 6畳     | 3畳     | 台所 |               |       |
| ①  | 中 浦 | コンクリート<br>ブロック造り | 1<br>2 | 1<br>1 | 1<br>1 |    | 8,800~13,200円 | 昭和48年 |

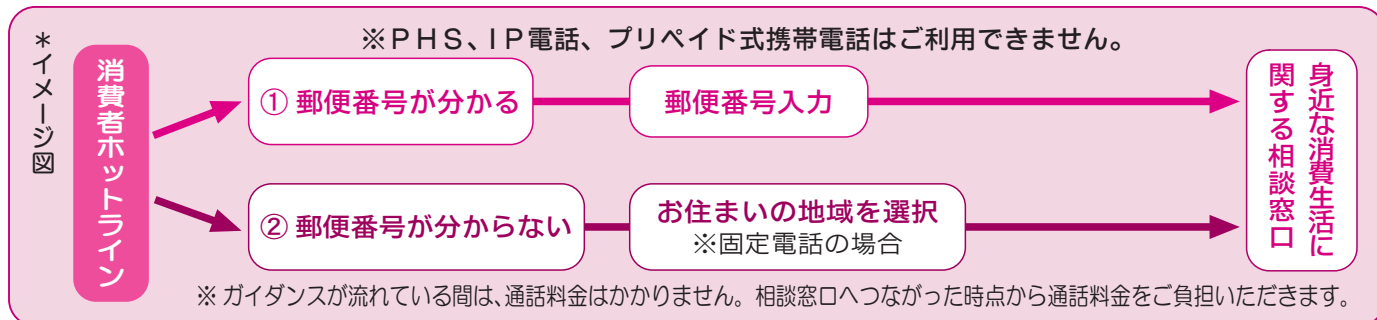
- ※ 家賃に共益費は含まれていません。
- ※ いずれの物件も家賃は収入により異なります。
- ※ 応募者多数の場合は、抽選会を行います。
- ※ なお詳しくは上記までお問い合わせ下さい。

# 消費者ホットライン

～平成22年1月12日から実施～ **0570-064-370**  
 ゼロ・ゴナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを!

## ◆ 消費者ホットラインとは？

消費者ホットラインは、消費生活相談への最初の一步をお手伝いします。



## □ 相談窓口で受け付けられない相談もあります

(受け付けられない相談の例)

- 行政の対応に対する不満や要望(行政相談)
- 職場での不当な解雇(労働問題)
- 工事の汚水排出による環境事故(公害) など

※生命・身体に重大な危害を受けた場合、又はその危険が切迫している場合などは、まずは、警察・消防にご連絡ください。

※身近な相談窓口が相談受付時間外の場合や一部の相談窓口では、ガイダンスにより電話番号及び受付時間のご案内をいたします。

消費者ホットラインに関するお問い合わせ先

消費者庁消費者情報課地方協力室 03-3507-9174

消費者ホットライン

検索

## 臨床心理士による こころの健康電話相談

家庭について、職場について、心と身体の不調について誰に話したらいいのか、どこに相談したらいいのか…

心配事や悩み事をかかえている方、ひとりで悩んでいますか？

臨床心理士が下記の日程で、電話相談を開催いたします。

相談は匿名で、秘密は厳守いたします。

【日時】平成22年1月31日(日) 午前9時～午後5時

【電話番号】089-957-9311、9312

## 「ふるさとCM大賞えひめ'10」 審査会の放送日決定

愛媛朝日テレビ主催の「ふるさとCM大賞えひめ'10」の審査会が1月10日(日)松山市の総合コミュニティセンターで開催されました。

県内19市町、25作品が上映・審査され、伊方町の作品も出品し、この日の審査会に臨みました。

その審査会の模様が次のとおり放送されます。結果は見てのお楽しみです。

## 統計調査にご協力ください ～2010年世界農林業センサス～

農林水産省では、平成22年2月1日現在で、「2010年世界農林業センサス」を実施します。この調査は、我が国の農林業・農山村地域の実態を明らかにする最も基本的な調査です。

1月下旬から調査員が農林業関係者の方々を訪問して、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いします。

調査票に記入された事項については、統計以外の目的には使用されませんので、皆様のお宅や会社等に調査員が調査に伺いましたら、ご協力をお願い致します。



農 林 水 産 省  
愛 媛 県  
伊 方 町



## 放送日時

平成22年1月30日(土)

12:55～14:20

eat 愛媛朝日テレビ



審査会の様子

## 伊方発電所の状況

### ① 運転状況について（平成21年12月31日現在）

伊方1号機(定格電気出力56万6千キロワット)  
定格熱出力一定で運転中  
伊方2号機(定格電気出力56万6千キロワット)  
定格熱出力一定で運転中  
伊方3号機(定格電気出力89万キロワット)  
定格熱出力一定で運転中



### ② 3号機 セメント固化装置廃棄物処理室用空調ユニットの不具合について

12月8日23時14分、通常運転中の伊方発電所3号機において、原子炉補助建屋3階(管理区域外)のセメント固化装置廃棄物処理室の空調ユニットが停止した警報が発信し、9日1時34分、空調ユニットの冷却水系統に異常があることを保修員が確認しました。

調査の結果、空調ユニットに通水している冷却水の出口弁内部に付着物が確認され、これにより冷却水流量が低下して、同ユニット内の冷媒ガスの凝縮が不十分となり、冷媒ガス凝

縮器内の圧力が上昇して同ユニットが停止したものと推定されました。

このため、当該出口弁内部の手入れ等を行い、試運転を行った後、18日10時30分に通常状態に復旧しました。

### ③ 高圧圧縮減容装置の油圧系統接続部からの油漏れについて

12月15日13時30分、伊方発電所雑固体処理建屋1階(管理区域内)において、高圧圧縮減容装置付近から少量の油が漏れていることを保修員が確認しました。その後、約2リットルの油が高圧圧縮減容装置運転時にシリンダ上部の油圧系統接続部(ブロック継ぎ手)から漏れたものであることを確認しました。

調査の結果、ブロック継ぎ手を取り付けているボルトにわずかな緩みがあり、合わせ面のOリングが損傷して、ここから漏れいていたことを確認しました。

このため、このOリングを取り替えて、試運転を行い、21日13時45分、漏れいのないことを確認して、通常状態に復旧しました。

これらの事象について、町・県では、合同で立入調査を実施し、環境への放射能の影響がないことや調査の状況、対策等を確認しました。

## 八幡浜市民駅伝カーニバル開催に伴う交通規制について

2月14日(日) 11時40分 スタート

「八幡浜駅伝カーニバル」を開催するにあたり、参加者の安全確保のため、交通規制等が行われます。ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

※ 駅伝スタート地点の富士ゲル産業(宮内両家)三島神社前交差点、宮内交差点(国道197号と県道八幡浜保内線の交差点)まではランナーが走行中、交通整理が行われます。(概ね11時39分～12時00分)

※ その他、中継所及びコース内各所において、自動車や自転車の交通整理が行われていますので、警察官、交通整理員の指示に従ってください。

※ 八幡浜市街地等の交通規制の詳細は、八幡浜市ホームページに掲載しています。 <http://www.city.yawatahama.ehime.jp>

### 問い合わせ先

八幡浜市教育委員会生涯学習課社会体育係 Tel 22-3111(内線8361)



### 町内の交通事故(12月)

### 21年度

|               |    |          |     |
|---------------|----|----------|-----|
| 物 損 事 故 ..... | 5件 | 累計 ..... | 64件 |
| 人 身 事 故 ..... | 4件 | 累計 ..... | 19件 |
| 傷 者 .....     | 3人 | 累計 ..... | 20人 |
| 死 亡 .....     | 1人 | 累計 ..... | 2人  |



### お 礼

東京都にお住まいの宮崎ふく江さんから広報誌編集費用にとご寄附をいただきました。紙上から厚くお礼申し上げます。

### まごころ銀行

次の方から社会福祉協議会「まごころ銀行」へ、善意のご寄附をいただきました。有意義に活用させていただきます。

●野村 陳 与 様(湊浦)

## ●伊方町の人の動き(平成21年12月末現在) 増減事由は12月中



人 口 11,789人 (-6人)

男 5,568人 (-1人)

女 6,221人 (-5人)



世 帯 5,111世帯 (-1世帯)



出 生 9人



死 亡 18人



転 入 16人



転 出 13人

2010  
**2**  
February

# くらしのカレンダー

●…教育 ☆…衛生 ○…その他

| 日                                                                                                | 月  | 火                                                                      | 水                                                                                                                    | 木         | 金                                                                                                                     | 土  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----|------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
|                                                                                                  | 1  | 2                                                                      | 3 節分<br>○心配ごと相談<br>(伊方町民会館<br>13:00~17:00)                                                                           | 4 立春      | 5 ☆不用犬、猫引取日<br>(役場、瀬戸支所、<br>三崎支所、町見出<br>張所へ9:30までに)                                                                   | 6  |
| 7<br>○成人講座<br>(生涯学習センター<br>9:30~)<br>○二見公民館まつり<br>(二見地区ふるさと<br>まつり)<br>(二見小学校体育館等<br>8:30~15:00) | 8  | 9                                                                      | 10 人権の日<br>○特設人権相談<br>(大久集会所<br>13:30~16:00)                                                                         | 11 建国記念の日 | 12 ☆不用犬、猫引取日<br>(役場、瀬戸支所、<br>三崎支所、町見出<br>張所へ9:30までに)                                                                  | 13 |
| 14 聖バレンタイン<br>デー<br>○伊方地域駅伝大会<br>(田之浦集会所~大浜<br>折り返し~伊方中グ<br>ランド)<br>9:30スタート                     | 15 | 16<br>○消費生活相談<br>(役場1F<br>9:00~16:30)<br>○人権講演会<br>(三崎公民館4F<br>13:30~) | 17<br>○行政相談<br>(町見出張所<br>13:00~17:00)<br>○当番司法書士事務所<br>(三崎公民館3F<br>13:30~16:00)<br>○心配ごと相談<br>(町見公民館<br>13:00~17:00) | 18        | 19 ☆不用犬、猫引取日<br>(役場、瀬戸支所、<br>三崎支所、町見出張<br>所へ9:30までに)<br>○心配ごと相談<br>(三崎保健福祉センター<br>9:30~12:00)<br>○給食サービス事業<br>(町見地区)  | 20 |
| 21<br>○伊方町生涯学習講演会<br>(伊方町民会館4階<br>大ホール9:30~)                                                     | 22 | 23                                                                     | 24                                                                                                                   | 25        | 26 ☆不用犬、猫引取日<br>(役場、瀬戸支所、<br>三崎支所、町見出張<br>所へ9:30までに)<br>○給食サービス事業<br>(伊方地区)<br>○心配ごと法律相談<br>(瀬戸町民センター<br>14:00~17:00) | 27 |
| 28                                                                                               |    |                                                                        |                                                                                                                      |           |                                                                                                                       |    |